

豊臣政権の城普請・城作事について

中 川 和 明

はじめに

豊臣政権論は、一九五〇年代の太閤検地論争の成果をうけて、幕藩体制社会の前提として山口啓二・朝尾直弘・佐々木潤之介の三氏を中心として、深化された。また、一九七〇年代からは幕藩制国家論の一環として研究が進められ、先の三氏につづいて、北島万次・三鬼清一郎の両氏も朝鮮侵略の問題を理論構成に組み込んだ形で、豊臣政権論を更に深められている。七〇年代後半の豊臣政権論には、新たに藤木久志氏の惣無事令論が登した。しかし、これまでの豊臣政権論では、豊臣政権の城普請（土木工事）・城作事（建築工事）については十分な検討がなされてこなかった。城普請・城作事は、豊臣政権論の構築にとって不可欠の問題を含んでいるように思われる。それは、まず第一に、豊臣政権の軍役体系については、従来朝鮮侵略の際の軍事編成を中心に検討がなされてきた⁽¹⁾。ところが普請役は軍役の一種であり、豊臣政権の軍役体系の全体像の解明には、朝鮮侵略の軍事編成と豊臣政権の普請役とを統一的に把握することが不可欠だと考えられる。第二に、豊臣政権は畿内の先進的

諸都市を掌握し高水準の手工業技術を独占することによって、他の諸大名から隔絶した軍事力・技術力を持ったとされるが、右のことについての具体的な実態把握は不十分である。豊臣政権による畿内・近国等の手工業技術の掌握及び諸職人編成の実態が、豊臣政権の数多くの城作事（建築工事）の過程において見いだされると考えられる。第三に、従来の豊臣政権論においても、朝鮮侵略の際の諸物資調達については、さまざまな角度から研究がなされてきた。ところで、豊臣政権は数多くの城郭建設の際にも、大量の資材調達を行っていたはずであり、第一の問題との関連で、朝鮮侵略の際の諸物資調達と城郭建設の際の資材調達とを統一的に把握する必要があると考えられる。

右の如き理由から豊臣政権論を更に深化させてゆくために、豊臣政権の城普請・城作事の検討が不可欠であると考えられる。本稿では豊臣政権の城普請・城作事の内、伏見城の普請・作事を中心に検討するが、その理由は①豊臣政権の全国統合の方式が、対外侵略への必然性を内包しており、朝鮮侵略の臨戦体制にこそ豊臣政権の軍事政権としての本質的な姿が露呈されているので、朝鮮侵略の時期に行われた伏見城の普請・作事の検討が、豊臣政権の本質の理解に不可欠であると考えられること、

②豊臣政権の城普請・城作事の内、伏見城の普請・作事が最後に行われたので、豊臣政権の城普請・城作事の到達点を示していると理解できることである。

そこで本稿では、第一に豊臣政権が諸大名・農民を動員して遂行した伏見城普請の実態と、この城普請の豊臣政権の諸政策における位置について、第二に豊臣政権による城作事への諸職人の動員方式と伏見城作事におけるその実態、及び豊臣政権の畿内近国における手工業技術掌握のあり方について、第三に豊臣政権の伏見城建設の際の大量の築城資材調達と、国内の社会的分業編成について、という三つの視角から豊臣政権の城普請・城作事の実態について具体的に検討をすすめ、その歴史的意義について考察していきたい。なお、従来の豊臣政権論・幕藩体制史研究においては、しばしば普請（土木工事）と作事（建築工事）とが混同されてきたが、本稿ではこれらを区別して用いる。また建設という言葉は、普請と作事を合わせた意味に用いることにする。

一 権力編成と城普請

1 朝鮮侵略と伏見城普請

豊臣政権は、戦国期の在地領主制を打破し石高制に基づく統一的な封建的知行体系と生産物地代収取による農民支配の原則を確立させたといわれている。即ち豊臣政権は全国的に太閤検地を施行し、それによってなお領主化の志向をもつ土豪や名主百姓層の一部は諸大名の家臣団に編成されて城下に集住し、他の百姓は在地に緊縛された。こうして豊臣政

権は兵農分離を全国的に押し進め領主階級を結集してその総体的な力で農民・商工民を支配する体制をつくりあげた。また豊臣政権の支配体制の構築は、統一戦争・朝鮮侵略の遂行の過程で押し進められたといわれる。しかし朝鮮侵略の原因及び意図については様々に説明されている。例えば、日明貿易復活のためとする説⁽²⁾、またポルトガルの侵略と対決するためとする説⁽³⁾、石高制の外延的拡張を企図したという説もある⁽⁴⁾。豊臣政権の国内政策との関係を重視した説は次の四通りある。

領土拡張のためとする説 中村栄孝・佐々木潤之介・小和田哲男氏によれば、豊臣政権は戦国大名の領土欲を抑えきれなかったために、朝鮮侵略に踏みきったという⁽⁵⁾。

外様大名統制のためとする説 山口啓二氏は朝鮮侵略の原因について、①豊臣氏の直臣団は、小数の一族や「子飼いの」武将や吏僚をのぞいては、兵農分離によって在地性を失った一旗組の「寄せあつめ者」からなっており、戦功による恩賞の機会を求めていたので、豊臣氏自身が内側から不断の外征に駆られており、②豊臣氏の配下に立った外様大名には、徳川氏・毛利氏・上杉氏・前田氏等巨大なものが多く、これらを統制するためには、彼らを不断の外征に動員し、豊臣氏の指揮下にしめつけておく必要があった、と説明している⁽⁶⁾。

全国の大名が秀吉の軍役に服するか否か試すためとする説 永原慶二氏によれば、秀吉による諸大名の「国家」の服属と統合は、基本的には次の二つの意義をもっていた。すなわち一つは秀吉が諸大名に対して知行宛行・軍役賦課権を核とする封建的主従制にもとづく主君権を確立することである。二つは、大名国家の自立性を規制し、それらの統合の上

に秀吉の天下的国家を確立することである。秀吉は諸大名から忠誠を誓わず起請文を二回にわたってとっているが、こうした形で豊臣政権に天下的国家への諸大名の従属的結集を進めようとしていた。そうした試みにもかかわらず、主従制的編成原理が貫徹しえたかどうかは、秀吉のことも不安とするところであった。朝鮮侵略はその意味で諸大名が秀吉の軍役命令に應ずるか否かを確認しうる絶好の機会であった。秀吉とすればこの出兵によって諸大名の忠誠度と所定の軍役負担能力を確認することも有力な目的の一つといえぬことはない、と説明している。⁽⁷⁾

集権的な権力編成を実現するためとする説 朝尾直弘氏は、朝鮮侵略と太閤検地の実施とが並行している事実注目し、豊臣政権が真に統一政権であるために不可避であった大名以下へ軍役賦課と、それによる権力編成を実現するために、朝鮮侵略を遂行したという。関白政権が全国的な大名の軍事動員をおこなう前例はなかったが、それを行わないでは関白政権は統一政権にはなりえなかったのである。そこに対立物を国外にもとめ、大陸出兵の大義名分を呼号することによって軍事動員を実施せねばならぬ理由があった。豊臣政権の朝鮮侵略は太閤検地・石高制・軍事編成ひいては権力編成原理と密接不可分の関係を持つのであり、この侵略の意義は基本的には統一政権の要求、統一政権の集権的な権力編成を強化していく方策であった、という。⁽⁸⁾

これらの説の内、まず領土拡張説について豊臣政権が大陸に領土を広げようとしていたことは確かであるが、諸大名の突き上げによって豊臣政権が朝鮮侵略におよんだのか否かは、明かではない。それに対して、山口・永原・朝尾氏の説は、朝鮮侵略の意図及び原因を見る角度は異なるが、統一政権の権力編成にとってもった意味を評価する点では共通している。これらを整理しておく、豊臣政権が朝鮮侵略に全国の名をかりたてていったこの軍役動員は、①諸大名の統制策であり、②諸大名の忠誠度をためす手段であり、つまり、③それを通して封建的主従制を確実なものにし集権的な権力編成を実現する方策であった、ということが出来る。もちろん豊臣政権のこうした意図は、朝鮮侵略だけでなく豊臣政権の上洛臣従の強制等の対大名政策には常にあったはずであるが、朝鮮侵略は豊臣政権にとって、全国の諸大名が秀吉の軍役に服するか否かを試す絶好の機会であったところに大きな意味があったわけである。

それでは、右のような豊臣政権の朝鮮侵略の遂行と、伏見城普請とがどのような関係にあり、更に朝鮮侵略の①②③の意図が、伏見城普請にも同様にみられるかどうか検討していくことにする。

(一) 指月の伏見城普請

天正一九年一二月、秀吉は甥の秀次に関白を譲り太閤と称した。そして秀吉は隠居所として、翌年八月二〇日「伏見御屋敷普請諸繩ウチ」を家臣に命じた。⁽⁹⁾ また『多聞院日記』(三教書院)同年九月十三日条に「於伏見大閤隠居城立トテ、事々敷普請此比在之」とある。同月二〇日には「伏見隠居ノ普請被了(中略)既二方の石垣へ出来了」(『多聞院日記』)といった状態であった。翌文禄二年にも普請が続けられ(『駒井日記』)⁽¹⁰⁾、閏九月二〇日秀吉は大坂から伏見の新屋敷に移った(『多聞院日記』)。

文禄三年 豊臣政権は、文禄元年に第一次朝鮮侵略を開始したが、翌年には講和交渉を進めることになった。その一方で明使節を引見する準

備を進め、交渉を有利に導くため、秀吉の権威を誇示する舞台が必要になった（『日本西教史』洛陽堂 一九一三）。そこで、秀吉は伏見屋敷を大規模な城郭に改築することを決め、文禄三年正月三日、伏見城普請の際の普請奉行衆六人を決定した（『改定史籍集覧』六所収『太閤記』）。この六人は佐久間河内守・滝川豊前守・佐藤駿河守・石尾兵衛尉・水野亀助・竹中貞右衛門尉である。この普請奉行衆は「廿五萬人役之帳」を五奉行に提出し、更に二月一日までに伏見に参着するように諸大名に廻文した（『太閤記』）。例えば、正月一八日豊臣政権は真田氏に対して城普請の役儀として一六八〇人を課している（『真田家文書』¹¹）。豊臣政権は正月一九日上杉景勝に、「於伏見惣堀堀普請」を命じ足四〇〇〇人を伏見に連れてくるように指示した（『上杉家文書』八五八号）。佐竹氏にも「於伏見惣堀堀普請」を命じたが、動員する人足は三〇〇〇人であった。¹²

正月二〇日豊臣政権は、城普請の役儀を、伏見の丸の石垣・伏見惣堀堀・大坂惣堀堀の三方所に分けることを決めた（『駒井日記』）。そして、この伏見の丸の石垣は池田輝政・堀尾吉晴・山内一豊・松下重綱・田中吉政・中江直澄に分担させた。また同月一七日普請割の内一組が、山内一豊（二二〇〇人）・松下重綱（三三〇人）・渡瀬繁詮（七八〇人）・中村一氏（三〇〇〇人）と決定された（『駒井日記』）。『駒井日記』文禄三年正月二四日条にも、「伏見御普請割之儀凡被仰出」とある。なお宇喜多秀家は「本丸ノ手伝」であった（『改定史籍集覧』二五所収『戸川記』）。

二月はじめ、二五万人の普請人足が伏見に集まったという（『太閤記』）。

『当代記』では「自春伏見普請として、日本国之衆上落」と伝える。この二月より豊臣政権は本格的に伏見城普請を開始して、三月には「伏見御普請」の衆を増加している（『駒井日記』）。この頃の伏見城建設は、「太閤殿下十萬の工人を聚め、一隊は木を伐らせ、一隊は石を切らせ、一隊は家を作らせ、一隊は漕を浚はせ、昼夜督促し、諸侯の疲弊を省みず、居館造営の事を命じ」（『日本西教史』）といった様子であった。¹³なお、豊臣政権は伏見城普請を課した諸大名に、扶持米を支給している。¹³

豊臣政権は、伏見城普請の一環として、宇治川迂回河道の新設を行なった（『宇治市史』宇治市役所 一九七六）。宇治川は三本の河道にわかれて、いずれも巨椋池に注いでいたが、豊臣政権は最も北の河道をせき止めて北へ導き、伏見城及び城下の南辺を東から西へ通し、堤（真木嶋堤・淀堤）を築いて、この河道を固定した。この宇治川迂回河道の新設は、①伏見城下に港を建設し水運の便利をはかること、②伏見城下南辺の外堀として機能させること、の二点にあった。右の河道新設には、徳川氏・前田氏等が工事に当たった。家康は、同年二月五日に「伏見御普請法度事」五箇条を定め、松平家忠をして助役工事に当たらせた。¹⁴家忠は、同年八月に淀川堤・真木嶋堤の普請を行った（『家忠日記』）。また、同年一〇月一五日、豊臣政権は前田氏に「伏見御本丸うしろ舟入やぐら下川せき」（宇治川せき止め工事）を命じた。前田利家・利長は、領国より三五〇〇〇人の普請人足を連れてきて土俵を用いて工事を進めた。¹⁵また伏見城普請の一環として豊臣政権は、伏見城と宇治川を隔てた南岸に出城として伏見向島城普請（『改定史籍集覧』二六所収『慶長年中卜齋記』）を開始し、伊達正宗などの諸大名に普請を担当させた。¹⁶文禄三

年、豊臣政権が諸大名に対して伏見城下に大名屋敷建設を命じたが、フロイスは、その豊臣政権の真意を「彼らに謀反を企てる時間を持たせぬようにするため」と述べている。⁽¹⁷⁾同年八月一日秀吉は伏見に移った。⁽¹⁸⁾

以上文禄三年の伏見城普請の経過をみてきたが、改めて伏見城普請を担当した諸大名について検討していくことにする。まず第一に、『当代記』所収の「伏見普請役之帳」(表1)によれば、文禄三年に伏見城普請を賦課された諸大名は奥羽から九州まで全国に及んでいる。しかし、これに名前を連ねているのは九州では豊後のものだけであり、中国の大名でも名前の記されていないものもある。つまり「伏見普請役之帳」によれば、大部分が畿内より東の諸大名であり、伏見城普請は東日本の諸大名を中心に賦課されたと考えられる。第二に、「伏見普請役之帳」以外の史料から確認される伏見城普請を行った大名を列挙すれば、山内一豊・渡瀬繁詮・松下重綱・中村一氏・池田輝政・堀尾吉晴・田中吉政・中江直澄・真田(信之・昌幸・信繁)・徳川家康・上杉景勝・佐竹義宣・前田(利家・利長)・伊達正宗・宇喜多秀家、となる。これらは伏見城普請を果たした大名の一部であろうが、宇喜多氏以外すべて畿内より東に知行地を持つ諸大名である。このことから、伏見城普請を直接賦課されたのは東日本の諸大名が中心だったと考えられる。第三に、豊臣政権は文禄二年西日本の諸大名一六氏、特に九州の諸大名に、釜山浦近所の城普請を命じた。右の諸大名は、豊臣政権が伏見城普請の命令を出した、文禄三年正月一九日頃には、日本に戻っていなかった可能性がある。このことから、文禄三年に伏見城普請を賦課され伏見に普請人足を動員させられたのは、九州以外の諸大名だったと考えられる。第四に、『吉川

家文書』(七七〇号)の正月一六日付豊臣秀吉朱印状に、「関東北国出羽奥州果迄不殘令在京、普請等被仰付候、其ニたくらへ候へハ、各在陣不教候事」という記述がある。これによれば、文禄三年の伏見城普請は、「関東北国出羽奥州」の諸大名が中心に行われたことになる(但し『史籍雜纂』二所収「当代記」に「但尾奥州依為遠国、被除普請」とあり、文禄三年には奥州の大名は伏見城普請を免除されていたのであろう)。

以上四点によって、文禄三年に伏見城普請を賦課されて伏見に直接普請人足を動員させられたのは、東日本の諸大名が中心であったと考えられる。それでは、豊臣政権が伏見城普請の賦課を、東日本の諸大名を中心にを行ったのはなぜであろうか。その理由は、文禄元年の朝鮮侵略の陣立書と同三年の「伏見普請役之帳」との比較によって、次のように考えられる(表2参照)。朝鮮侵略の際には、全国の諸大名が名護屋に集結させられたが、実際に朝鮮に渡海したのは西日本の諸大名が中心で、東日本の諸大名の多くは名護屋に在陣したままであった。そこで豊臣政権は、今度は東日本の諸大名を中心に伏見城普請を賦課し負担の均等化をはかると考えられる。このように、朝鮮侵略と伏見城普請とは軍役の全国的な分担の関係があったといえるのである。

文禄四年(慶長元年)閏七月 文禄三年の伏見城普請は一〇月末頃に一応終了したが、豊臣政権は同年一二月には、既に翌年の普請の準備を進めていた。例えば、一二月七日豊臣氏奉行衆(長束・増田・石田・徳善院)は、真田信之に、伏見城普請を免除する旨を伝えたが、⁽²⁰⁾同月一七日「御城廻御普請未相究ニ付而」という理由で、真田信之に伏見城普請を命じることになった。⁽²¹⁾文禄四年二月四日、豊臣政権は再度真田氏に伏見

表1 伏見普請役之帳

大名	知行高 (万石)	城地	西尾光教	25・5	美濃	曾吉	祇田	長池	我部	元親	9.8	8	土伊	浦今	戸治	戸谷	成勝	1.1	6	居鹿
德川	240.2	戸城	豐晴	5.1	遠	掛浜	川松	藤加	宗堂	親	7.6	2.4	伊伊	浦今	戸治	戸谷	成勝	1.1	6	居鹿
康宣	40.1	津内	吉重	1.2	遠	九須	松能	藤加	宗堂	親	7.6	2.4	伊伊	浦今	戸治	戸谷	成勝	1.1	6	居鹿
秀義	10.3	野津	一長	1.5	遠	須府	能賀	藤加	宗堂	親	6.1	1.3	伊伊	浦今	戸治	戸谷	成勝	1.1	6	居鹿
義秀	5.6	内野	幸長	3.9	遠	河府	賀中	藤加	宗堂	親	6.7	1.8	伊伊	浦今	戸治	戸谷	成勝	1.1	6	居鹿
須野	3.4	津沢	知久	9.1	遠	河府	賀中	藤加	宗堂	親	7.7	1.8	伊伊	浦今	戸治	戸谷	成勝	1.1	6	居鹿
佐野	6.3	山形	弘	1.4	遠	河府	賀中	藤加	宗堂	親	7.7	1.8	伊伊	浦今	戸治	戸谷	成勝	1.1	6	居鹿
蒲野	1.9	内野	高野	6.1	遠	河府	賀中	藤加	宗堂	親	7.7	1.8	伊伊	浦今	戸治	戸谷	成勝	1.1	6	居鹿
那野	4.4	野津	三昌	1.5	遠	河府	賀中	藤加	宗堂	親	6.1	1.3	伊伊	浦今	戸治	戸谷	成勝	1.1	6	居鹿
佐野	5.1	山尾	利勝	3.5	遠	河府	賀中	藤加	宗堂	親	7.7	1.8	伊伊	浦今	戸治	戸谷	成勝	1.1	6	居鹿
上野	9.9	庄松	勝隆	1.4	遠	河府	賀中	藤加	宗堂	親	7.7	1.8	伊伊	浦今	戸治	戸谷	成勝	1.1	6	居鹿
浦野	6.1	寺野	白高	5.5	遠	河府	賀中	藤加	宗堂	親	6.1	1.3	伊伊	浦今	戸治	戸谷	成勝	1.1	6	居鹿
最野	5.5	内野	信	1.1	遠	河府	賀中	藤加	宗堂	親	7.7	1.8	伊伊	浦今	戸治	戸谷	成勝	1.1	6	居鹿
家長	2.3	山尾	白高	3.2	遠	河府	賀中	藤加	宗堂	親	7.7	1.8	伊伊	浦今	戸治	戸谷	成勝	1.1	6	居鹿
政重	3.2	庄松	隆白	1.4	遠	河府	賀中	藤加	宗堂	親	6.1	1.3	伊伊	浦今	戸治	戸谷	成勝	1.1	6	居鹿
明勝	1.6	野野	信	6.4	遠	河府	賀中	藤加	宗堂	親	7.7	1.8	伊伊	浦今	戸治	戸谷	成勝	1.1	6	居鹿
秀勝	4.4	内野	信	1.2	遠	河府	賀中	藤加	宗堂	親	7.7	1.8	伊伊	浦今	戸治	戸谷	成勝	1.1	6	居鹿
矩野	8.5	野野	信	5.1	遠	河府	賀中	藤加	宗堂	親	7.7	1.8	伊伊	浦今	戸治	戸谷	成勝	1.1	6	居鹿
信基	1.3	山尾	信	3.3	遠	河府	賀中	藤加	宗堂	親	7.7	1.8	伊伊	浦今	戸治	戸谷	成勝	1.1	6	居鹿
通景	7.4	内野	信	3.3	遠	河府	賀中	藤加	宗堂	親	7.7	1.8	伊伊	浦今	戸治	戸谷	成勝	1.1	6	居鹿
近泰	3.3	野野	信	3.3	遠	河府	賀中	藤加	宗堂	親	7.7	1.8	伊伊	浦今	戸治	戸谷	成勝	1.1	6	居鹿
則晴	4.0	山尾	信	1.3	遠	河府	賀中	藤加	宗堂	親	7.7	1.8	伊伊	浦今	戸治	戸谷	成勝	1.1	6	居鹿
昌元	1.3	内野	信	3.2	遠	河府	賀中	藤加	宗堂	親	7.7	1.8	伊伊	浦今	戸治	戸谷	成勝	1.1	6	居鹿
政重	3.0	野野	信	5.6	遠	河府	賀中	藤加	宗堂	親	7.7	1.8	伊伊	浦今	戸治	戸谷	成勝	1.1	6	居鹿
吉直	2.3	内野	信	1.1	遠	河府	賀中	藤加	宗堂	親	7.7	1.8	伊伊	浦今	戸治	戸谷	成勝	1.1	6	居鹿
直野	3.1	野野	信	1.1	遠	河府	賀中	藤加	宗堂	親	7.7	1.8	伊伊	浦今	戸治	戸谷	成勝	1.1	6	居鹿

城普請の指示を出した。⁽²²⁾これによれば、文祿四年の普請役は「可為五分一旨」であり、真田氏は普請人足二一〇人を出すようにということである。真田氏の担当は石垣普請と石材輸送であった。その他多くの諸大名にも伏見城普請の指示が出されたであろう。文祿四年の伏見城普請は、三月一日から九月まで行われた。⁽²³⁾慶長元年正月四日、豊臣氏奉行衆は、真田信之に伏見城普請の指示を出した。⁽²⁴⁾これは、①真田氏の普請役は半役であること、②普請は三月一日からであること、③到着したら扶持方を支給すること、④地形普請であるからその用意をすること、などである。また、『当代記』慶長元年二月条に「伏見御普請として二月諸国衆上、河内国堤関東築之」とある。この河内国堤とは、淀川の堤と考えられる。更に、豊臣政権は同年二月に、毛利輝元・小早川隆景・吉川広家といった西国の諸大名に対して、大坂から伏見まで淀川の堤普請を命じた。⁽²⁵⁾この堤普請も慶長元年の伏見城普請の一環をなすものと考えられるのであり、同年の伏見城普請には東日本だけでなく西日本の諸大名も動員されていた。同年二月二七日に、豊臣政権は伏見向島城普請を「諸国諸大名」に命じた（『史料纂集』所収『義演准后日記』）。同年六月、秀吉は明使節（副使）の沈惟敬と伏見城で会見したが、正使との会見の前にした閏七月一三日、京畿大地震によって伏見城及び城下は崩壊した。⁽²⁶⁾

(二) 木幡山の伏見城普請

指月の伏見城が大破した翌日閏七月一四日、豊臣政権は木幡山（伏見山）に縄張をし（『義演准后日記』）、一五日この木幡山に本丸をおいて伏見城再建を開始した（『当代記』）。普請は「以数万人ヲ伏見ヲ開ク」（『義演准后日記』）といった様子であった。閏七月一六日秀吉は

伏見の仮屋に入った（『当代記』）。『伊達治家記録』閏七月二〇日条に伏見城建設を、「大閣木幡山ノ地形ヲ御覽アリ、御城ヲきづキ玉フヘキ旨、仰出サレ、諸大名及ヒ御馬廻リ小身ノ輩ニ至ルマテ、各其組ヲ定メラレ、石運送ノ役、石築立ノ役、材木運送の役、地形普請ノ役、御殿營構ノ役、其外諸役皆其組ヲ立仰付ラル、成就ノ事ハ今年極月晦日ヲ限リニ御移徒アルヘキ旨命シ玉フ、コノ故ニ諸役各夜ヲ日ニ継テ其力ヲ励ム」と伝える。九月一日秀吉は明使節（正使）と大坂城に会見するが、これがもとで第二次朝鮮侵略が開始される。一〇月一〇日木幡山の本丸普請が終了し（『当代記』）、一二月秀吉は伏見城に移った（『伊達治家記録』）。

慶長二年正月、豊臣政権は中国・九州の諸大名に朝鮮侵略を命じ、東国・北国・畿内の諸大名に「伏見舟入ノ御普請」を命じた（『上杉家御年譜』米沢温故会 一九七六）。つまり慶長二年にも、西日本の諸大名が朝鮮に出兵し、東日本の諸大名が伏見城普請を行うという軍役の全国的な分担が行われた。正月下旬から普請が再開され、上杉氏は国元から普請人足四〇〇〇人を連れてきて、伏見城内の舟入普請を行った（『上杉家御年譜』）。同年の伏見城普請は「此近年普請人の退屈不及是非、餘繁く相持間、及晩にては目不見、或当石残身を、又は煩に付不出普請者、其主人不出飯米を之間、成乞食と京中に充満セリ」（『当代記』）というありさまであった。八月三日も「伏見普請さい中」（『義演准后日記』）であった。慶長三年の伏見城普請は、地域差が考慮され、「伏見御普請、近国衆は二月朔日、関東衆三月旦日」に始まった（『当代記』）。八月一八日秀吉は伏見城で死去した。

要するに、豊臣政権の政策の内で朝鮮侵略と伏見城普請とは、不可分の関係にあったといえるであろう。即ち、豊臣政権は朝鮮侵略・伏見城普請によってはじめて、実質的に全国の諸大名を軍役動員したことになるのであり、これらの軍役動員は、①諸大名の統制策であり、②諸大名の忠誠度を試す手段であり、つまり、③それを通して秀吉と諸大名との間の封建的主従制を確実にし集権的な権力編成を実現するための方策であった、と考えられるのである。

2 伏見城普請への諸大名・普請人足の動員

豊臣政権の御前帳作成令と人掃令発布は、朝鮮侵略という全国的規模の軍事動員を支える物質的基盤としての人口・石高を把握する目的で行われたとされるが、これらは幕藩制的な軍役体系成立のための不可欠の作業であったと考えられる。この幕藩制的な軍役体系の特徴は、①全国の諸大名を包摂している、②軍役量が石高に照応する、つまり石高制に依拠した統一的なものであるの二点と考えられる。前節において豊臣政権は朝鮮侵略と伏見城普請によって実質的に全国の諸大名を軍役動員したことを述べたが、それは豊臣政権の軍役体系において、特徴①が確認されたことを意味するのである。それでは豊臣政権の軍役体系において、特徴②が確認できるであろうか。朝鮮侵略の際の軍役体系が石高制に依拠した統一的なものであったといわれるが、それと同様に伏見城普請の際の普請役体系も石高制に依拠した統一的なものであったのであろうか。

(一) 普請人足動員の基準

豊臣政権の伏見城普請における普請役体系が石高制に依拠した統一なものであったか否かについては、普請人足動員の基準を検討する必要がある。通説では、伏見城普請の際の普請人足動員の基準は「役高一万石に付き二四人」である。これは、『家忠日記』文禄三年九月九日条の「普請奉行衆より、京都伏見御普請ニ一萬石ニ人足廿四人つかへし候へ之由申請候」を根拠とする。つまりこの記事から豊臣政権の普請奉行衆は、役高一万石に付き二四人の基準で全国の大名に普請人足動員を命じたとするのである。この説は適切であろうか。まず、豊臣政権が諸大名に対して賦課した軍役量は形式的には次のように考えられる。

普請_役＝普請_役×普請_{人足}×普請_{人足}×普請_{人足}×普請_{人足}×普請_{人足}×普請_{人足}×普請_{人足}×普請_{人足}×普請_{人足}×普請_{人足} (一)

この知行高から無役高を引いたものは役高を意味する。本役基準軍役量とは、豊臣政権が大名に本役として軍役を賦課する際の、単位当り役高に賦課する軍役量である。例えば本役で百石に付五人といったときの「五人」のこと。軍役率とは、本役基準軍役量に対する実際の基準軍役量の割合である。例えば、半役を賦課するとすれば、軍役率 $\frac{1}{2}$ である。また、一式の形をかえると、

普請_役＝普請_役×普請_{人足}×普請_{人足}×普請_{人足}×普請_{人足}×普請_{人足}×普請_{人足}×普請_{人足}×普請_{人足}×普請_{人足} (二)

となる。しかし、豊臣政権が実際に右のように石高に照応するように、普請役（軍役）を諸大名に賦課していたか否かは、問題である。例えば、大坂城普請の際の本役の基準軍役量についてみてもよい。豊臣政権は、天正年間の「大坂御普請」の際に、宮部氏（一〇〇〇人）・木下氏（四五〇人）・亀井氏（二七五人）・垣屋氏（二〇〇人）に対して普請人足

を動員させている。⁽²⁹⁾この内、宮部・木下・亀井・垣屋氏の知行高はそれぞれ五万石・二万石・一万石・一万石である。無役高は不明であるので○石と仮定し、本役を賦課されたとして(軍役率 $\frac{1}{2}$)、Ⅱ式によって役高一万石に付いての普請人足数を計算すれば、それぞれ二〇〇人・二二五人・二七五人となる。また、豊臣政権は慶長四年に溝江氏に対して「大坂堀普請」を課したが、その際「御手前御本役三百人」と指示している。⁽³⁰⁾溝江氏の知行高は約一万石で無役高については明かでないが、役高一万石に付いての普請人足数はだいたい三〇〇人と考えてよいであろう。以上の二例からすれば、豊臣政権は大坂城普請の際に、普請人足動員の本役の基準を、役高一万石に付き二〇〇人〜三〇〇人ほどに設定していたことがわかる。伏見城普請の際の本役の基準も、これに近いのではないか。

真田信之と伏見城普請 文禄三年豊臣政権は真田氏(信之・昌幸・信繁)⁽³¹⁾に対して伏見城普請の役儀一六八〇人を課した。信之と昌幸の知行高の合計は六・五万石である。⁽³²⁾本役、半役などの指示がないから、この場合本役を課せられたものと考えられる。また無役高については明かではないので、○石と仮定しよう。Ⅱ式によって役高一万石に付いての普請人足数を計算すれば、約二五八人となる。また、文禄四年二月豊臣政権は真田信之に伏見城普請の役儀一一〇人を課した。⁽³³⁾この場合は「役儀五分の一役」と指示しているので、軍役率 $\frac{1}{5}$ である。信之の知行高は二・七万石であり無役高 $\frac{1}{2}$ ○石として、Ⅱ式によって役高一万石に付いての普請人足数を計算すれば約二〇四人となる。また、慶長元年正月四日豊臣政権は真田信之に伏見城普請を課し、動員する普請人足を二

七〇人と指示した。⁽³⁴⁾この場合「半役」と指示しているので、軍役率 $\frac{1}{2}$ 。無役高 $\frac{1}{2}$ ○石として、役高一万石に付いての普請人足数を計算すれば、二〇〇人となる。以上三例によれば、豊臣政権は伏見城普請の際に、普請人足動員の本役の基準を役高一万石に付き二〇〇人ほどに設定していたことがわかる。

『駒井日記』にみる伏見城普請 文禄三年正月二三日、豊臣政権は伏見城普請の際の普請割の一組を、山内一豊(一二二〇〇人)・渡瀬左衛門(七八〇人)・松下重綱(三六〇人)・中村一氏(三〇〇〇人)と決定した。ところで山内・松下・中村の知行高はそれぞれ五・一万石、一・二万石、一四・五万石である(表1参照)。この三氏の場合も無役高が明確ではないので○石とし、更に三氏とも本役を賦課されたし、普請人足動員の基準を役高一万石に付き二〇〇人として、Ⅰ式によってこの三氏が動員する普請人足数を計算すれば、山内一豊(一二二〇〇人)・松下重綱(二四〇人)・中村一氏(二九〇〇人)となる。右の計算上の普請人足数は、先の史料上の人数と比較的近い。このことから、豊臣政権は伏見城普請の際に、普請人足動員の本役の基準を役高一万石に付き二〇〇人ほどに設定していたことが分かる。

徳川家康・佐竹義宣・上杉景勝・前田利家と伏見城普請 江戸にいる徳川氏の普請奉行衆は、伏見城普請への普請人足動員の基準について、文禄二年から三年に松平家忠に指示を送っている。これによれば、役高一万石に付ての普請人足数は二四人 \downarrow 二〇〇人 \downarrow 二〇〇人と増加している。⁽³⁵⁾実際の基準は、徳川氏の普請奉行衆が家忠に伏見城普請への人足動員について最後に示した、「壹萬石ニ人数弍百」であったのであろう。そし

て知行高一万石の家忠は、自ら「ふしみ御普請昨日之分にて手前式百人のつもりにて候」と『家忠日記』同三年二月五日条に記している。以上は豊臣政権は伏見城普請の際は、普請人足動員の本役の基準を役高一万石に付き二〇〇人ほどに設定していたと、理解できる。

また、文禄三年の時点では、豊臣政権は佐竹氏に知行地充行状を発給してないため、佐竹氏の場合の普請人足動員の基準を検討することはできない。それから、上杉氏・前田氏の知行高は「伏見普請役之帳」によれば、五五・一万石と七六・五万石である。両氏とも無役高はどのくらいか明かではない。この両氏はそれぞれ、文禄三年の伏見城普請に四〇〇〇人・三五〇〇人の普請人足を動員している。豊臣政権が本役の基準を役高一万石に付き二〇〇人ほどに設定していたとすれば、上杉氏・前田氏の場合、軍役率が比較的低かったのであろう。

『太閤記』にみる伏見城普請 文禄三年正月、伏見城の普請奉行衆は「廿五萬人之帳」を五奉行に提出し、二月に実際に二五万人の普請人足が伏見に集まったという。本当に二五万人も集まったのであろうか。

「伏見普請役之帳」によれば、文禄三年の伏見城普請の際の諸大名の総知行高は、一三二九・三万石である。これまでの計算によれば普請人足動員の本役の基準は役高一万石に付き二〇〇人ほどである。ここで、豊臣政権が総知行高一三二九・三万石すべてに伏見城普請を賦課したとし（無役高〇石）、また「伏見普請役之帳」のすべての諸大名に本役を賦課したとして、豊臣政権が伏見城普請に動員できる最大の普請人足数を―式によって計算すれば、約二六・六万人となる。

右の計算によって求めた最大の普請人足数二六・六万人は、太閤記の

記す「廿五萬人之帳」の二五万人とかなり近いと考えられる。この一致が偶然でないとすれば、豊臣政権の普請奉行衆の伏見城普請の計画は次のように進められたと考えられる。まず豊臣政権の普請奉行衆は、①伏見城普請を賦課できる諸大名の総知行高を決定し、②普請人足動員の本役の基準を役高一万石に付き二〇〇人と確定し、③右の①・②によって伏見城普請に動員可能な最大の普請人足数を二五万人と机上で計算し、④「廿五萬人之帳」を作成して、この伏見城普請計画書を五奉行に提出した。実際に普請奉行衆がこのように伏見城普請計画を立てたとすれば、普請人足動員の基準は役高一万石に付き二〇〇人ほどであったといえるのである。

以上によれば、豊臣政権は伏見城普請の際に、普請人足動員の本役の基準を役高一万石に付き二〇〇人ほどに設定していたと考えられる。このように、伏見城普請の際の普請役体系も基本的には石高制に依拠した統一のものであった。なお文禄元年の朝鮮侵略の際に軍役人数動員の本役の基準は、「二〇〇石につき五人」（二万石につき五〇〇人）であった。この朝鮮侵略の際の本役の基準と伏見城普請の本役の基準とを比較すれば、後者の方の負担が軽いといえるであろう。

(二) 普請人足の総数

伏見城普請の普請役体系が、石高制に依拠した統一のものであることは確認したが、それに関連して文禄三年の伏見城普請の普請人足総数についても簡単に触れておきたい。まず普請人足の総数について、①二五万人、②三万五千人の二通りの説がある。①説は『太閤記』を根拠する。前項で述べた通り、二五万人というのは、伏見城普請の計画の際の

動員可能な最大の普請人足数であって、実際に動員された数ではないと考えられる。また②説は、中島至氏の述べたものであるが、⁽³⁶⁾氏はその根拠をあげていない。おそらく、次のように考えたのであろう。『家忠日記』によって普請人足動員の基準を一万石につき二四人とし、「伏見普請役之帳」によって普請役を賦課された諸大名の総高を一三二九・三万石とし、この両者から普請人足総数三万二〇〇〇人と計算する（二四人×一三二九・三万石≈約三万二〇〇〇人）。この三万二〇〇〇人から、大雑把に三万五〇〇〇人としたのである。しかし、前節で述べた佐竹・上杉・前田・山内・渡瀬・松下・松平家忠・真田各氏が動員した人足の合計は、一万七七二〇人である。これらは「伏見普請役之帳」の内の東日本の諸大名のほんの一部である。従って、伏見城普請の普請人足総数は、この一万七七二〇人より数倍は多かつたであろうから、三万五〇〇〇人では少なすぎると考えられる。なお、『日本西教史』は普請人足総数を一〇万人と伝えているが、実際の総数を確定することは困難と考えべきであろう。

二 諸職人編成と作事動員

豊臣政権は畿内諸都市を掌握して高水準の技術を独占し、これによって他の諸大名に対して圧倒的な軍事力・技術力を持ちえたといわれる。また、豊臣政権は太閤検地・刀狩・身分統制令の施行を通じて兵農分離制を推進し、領主権力は武士を商工民とともに城下に集住させた。そして、城下に商工民を集住させた本来の目的は、彼らに様々な特権を与え

るかわりに、武器生産や普請・作事等への役奉仕を義務づけ、兵糧米や武器の輸送手段を確保し築城等の土木建築技術を掌握することであった。ところで、前章で検討した豊臣政権の城普請では、大量の普請人足の動員を必要としたのに対して、城作事には高度な手工業技術を持った諸職人の動員を必要としたはずである。豊臣政権による城作事及び諸職人編成は、織田政権のそれを継承した面があるとみなされているので（国役論等）、豊臣政権の城作事について検討する前に、まず織田政権の城作事のあり方からみていきたい。

安土城作事 天正四年十一月十一日、信長は安土城作事に際して、近江国諸職人の杣大鋸引・鍛冶・鍛冶炭・桶結・屋葺・畳指に対して、「棟別臨時段銭人夫札銭札米地下並以下一切」を免除し「为国役作事」を申しつけた。⁽³⁷⁾また、信長は京都・奈良・堺の大工・諸職人を安土城作事に動員している（『改定史籍集覧』十九所収『信長公記』）。このように安土城作事の場合、諸職人動員の方式は、基本的に、①畿内諸都市（京都・奈良・堺）の諸職人を動員する、②近江国の諸職人に国役として作事を申しつける、という二本立であった。それでは、豊臣政権の城作事ほどのようであろうか。まず大坂城作事・名護屋城作事を検討し、その後で伏見城作事について考えてみたい。

大坂城作事 秀吉は、天正一一年九月から全国統合の拠点として大坂城建設を開始するが、それに先立って八月五日に近江国諸職人（「鍛冶・番匠・大鋸・屋葺付畳指・銀屋並塗師・桶結」等）に対して、「諸役令免許訖、然如先々可相勤者也」と命じた。⁽³⁹⁾この「如先々可相勤」というのは先の信長の朱印状から考えて、「为国役作事」を勤めることを指し

ているのであろう。つまり秀吉は、近江国の諸職人に対して、国役を課して大坂城作事に動員しようとしたのであろう。更に九月九日、秀吉は「近江諸職人」（「大工其外諸職人」）に対して、「給人夫役并地下並之諸役」を免除し、そのかわり「於大坂被召仕役儀、堅可相勤候」と命じた。以上のような豊臣政権の国役賦課は、畿内近国の先進地域に位置する近江国において、諸職人を掌握する主要な方法であった。また秀吉は、京都・奈良・堺等の商工民の一部を大坂城下に移住させているから、これらも大坂城作事に動員したのであろう。その他諸国から集住してきた諸職人も、当然大坂城作事に動員されたであらう。

また第二期大坂城作事の頃には、豊臣政権はその版図を中国地方にまで広げ、毛利氏も軍役体系に包摂していた。そして豊臣政権は毛利輝元に対して「其方領内大工三百人大坂御作事ニ被遣候間、早川主馬頭・毛利民部太輔・竹中源介・宮木長次・熊谷蔵丞・垣見和泉方へ可相渡候」という命令を出した（『毛利家文書』九一〇号）。これによれば、豊臣政権は畿内から遠くはなれた毛利領国から、大工三〇〇人を「大坂御作事」に動員していたことがわかる。毛利氏に対して大坂城作事の分担をさせたのではなく、大工を大坂に送り、豊臣奉行衆に渡すように命じたのである。このように豊臣政権は、畿内近国以外にも職人を集めていた。

名護屋城作事 天正一八年に豊臣政権は全国統合を完成し、翌一八年九月朝鮮侵略の軍事動員令を全国の諸大名に発した。更に朝鮮侵略の基地として名護屋城建設を計画し、「なこや御座所御普請」（名護屋城普請）を、黒田長政・小西行長・加藤清正・筑紫衆といった九州の諸大名

に命じた（『相良家文書』六九九号）。それに対して名護屋城作事は、例えば本丸教寄屋は長谷河宗仁、山里の二階門は石田正澄のように、「名護屋旅館御作事衆」（『太閤記』）に分担させて行った。この「名護屋旅館御作事衆」の内訳は、①畿内近国等の諸大名（主に豊臣氏子飼大名）、②畿内近国の豊臣蔵入地代官、③九州特に肥前の大名、といった約四〇氏である。この内①と②が圧倒的に多いから、名護屋城作事は、畿内近国の諸大名・豊臣蔵入地代官が中心になって進めたといえる。豊臣政権は、畿内近国の諸大名・豊臣蔵入地代官に軍役賦課つまり城作事の分担をさせることによって、彼らの掌握する畿内近国の高度な手工業技術をもった諸職人を、城作事に大量動員したのである。

以上から知られる豊臣政権の城作事への諸職人の動員の方式は、大雑把にいえば、①豊臣政権の建設中の城下に集住してきた諸職人を城作事に動員する、②京都・奈良等畿内諸都市の諸職人を城作事に動員する、③近江国の諸職人に諸役を免除して国役を課し城作事に動員する、④畿内近国等の諸大名（主に豊臣氏の子飼大名）・豊臣蔵入地代官に軍役賦課をして城作事の分担をさせ、彼らの掌握する諸職人を城作事に動員する、⑤大名に直接城作事を分担させるのではなく、大名に対してその領国から諸職人を送らせて城作事に動員させる、の五つに整理できる（但し、豊臣政権の城作事における統率者、即ち大工頭についての詳細は不明である）。それでは、豊臣政権は伏見城作事の際も、①～⑤のような方式で諸職人を動員したのであろうか。

伏見城作事 文禄三年正月一四日、豊臣氏右筆駒井重勝は甲賀奉行牧主馬・佐十右に対して、「伏見御作事之御用」の材木を日根野に引き渡

すように指示を出している（『駒井日記』）。正月一八日豊臣政権は、甲賀より大津まで運ばれていた材木の伏見城作事における用途を決定した。この材木は松材で「御たき火の間と御蔵之間ろるか」・「小台所南のぬれゑん」等に用いるという⁽⁴⁰⁾。また、正月二二日頃には「三丸蔵作事」の計画も進められていた。

二月一日、一柳監物は「伏見御作事」のため前年に豊臣政権から舟六隻を請け取ったが、これを返す旨を駒井重勝に連絡してきた（『駒井日記』）。二月一四日、駒井重勝は伊賀から淀に運ばれていた材木を一柳監物に渡すよう長野右近・渡瀬仁介に指示した（『駒井日記』）。これは「伏見御風呂屋・水屋材木」である。三月五日豊臣政権は伏見城作事の分担を一部明かにしたが、それによれば「伏見御屋敷御城之御門」は吉田修理が担当し、「御台所之御門」は田中吉政が担当するということ（『駒井日記』）。『駒井日記』三月七日条は、「伏見御門作事之儀ニ付原隠岐召」と記しており、伏見御門作事に原隠岐が関与していたことがわかる。三月八日、駒井重勝は伊賀の材木について渡瀬・長野に指示を出したが、それによればこれらは「御矢蔵・御湯殿・御西浄」に使用するという。

三月から、豊臣政権は淀城解体と伏見城へ移築を開始した（『駒井日記』）。三月二七日の時点では、淀城の建築の内、「御うへ」・「御納戸」・「御風呂」・「十五畳置之御座敷」・「御肴部屋」・「御馬屋」・「御台所」等は、まだ取り壊してはいなかったが（『駒井日記』）、これらも同年中に伏見城へ移築されたであろう。三月二〇日、秀吉は吉田修理に「伏見関白様御書院」の破壊を指示した（『駒井日記』）。同日

「西之国」より伏見に材木が届いたが、これは「御台所」・「御広間」に用いるという（『駒井日記』）。三月二二日駒井重勝は伊賀にある材木の一部を「伏見北之御門」に用いるように渡瀬・長野に指示した（『駒井日記』）。

また『駒井日記』四月一六日条に「白江備後伏見作事に付而、組子中之役儀、去十四日 普請役引、備後手伝に加」とあり、普請役をはたすはずのものが作事を命じられ、普請役を免除されていることがわかる。同日記四月二六日条に「伏見御屋敷作事之内、御小広間藤堂玄蕃請取、風呂屋・御西浄・御湯殿牧主馬請取」とあり、秀次の家臣の藤堂・牧がそれぞれ「御小広間」・「風呂屋・御西浄・御湯殿」の作事を担当したことがわかる。この他、文禄三年に豊臣政権は豊後国の豊臣蔵入地代官に「伏見二丸御台所」作事を命じた（『中川家文書』臨川書店 一九八七）。

文禄四年四月二四日、豊臣政権は伏見河端に「長蔵」を建てるように、「上山城御代官衆」に命じ（『駒井日記』）、同年八月二六日石川久五郎に対して「伏見川はた三間ニ廿壹間の長家たし材木」を大坂で今井兵部に渡すよう指示した⁽⁴¹⁾。この「長家」は先の「長蔵」のことであろう。

また観音寺は豊臣蔵入地代官として蔵入地蔵米を管理しており、文禄四年に伏見城二の丸と伏見向島城の作事費用として蔵米を支出していた⁽⁴²⁾。七月は、聚楽第の建物の伏見城への移築が始まっていた（『当代記』）。

慶長元年六月二七日明使節（副使）が秀吉と会見した。そして秀吉は明使節に伏見城太守を案内している（『太閤記』）。七月明使節（正使）の登城を前に伏見城とその城下が京畿大地震によって破壊されたことは

表③-a 指月伏見城の建築物

場	名称 (規模・間)	出典
本丸	天守	慶長
二之丸	御台所 御湯殿 (4×4) 南の方御廊下 (3×1) 池水屋 (2×2) 御雪隠 (4.5×1.5)	中川 観音 観音 観音 観音
三之丸	蔵	駒井
山里丸	数寄屋	太閤
伏見向島	御台所 (4×11) 御番屋 (1×6) 池水屋 (2×4) 雪隠 (1×1.5) 雪隠 (1.5×2.5)	観音 観音 観音 観音 観音
舟入	学問所	太閤
伏見城内のどこかの建築物	千畳座敷 御台所長屋 御たき火の間 御蔵之間・小台所 伏見御風呂屋・水屋 伏見御屋敷御城之御門 御台所之御門・御矢蔵 御湯殿・御西浄 御台所 御広間・御小広間 伏見北之御門 大手の二階門 一の門・三の門 長屋 (3×21)	西教 太閤 駒中 駒中 駒井 駒井 駒井 駒井 駒井 駒井 慶長 当代 今井

表③-b 木幡山伏見城の建築物

場	名称 (規模・間)	出典
伏見山之御城御本丸	御局 (7×21.5) 御局北の御廊下 (1×2) 御局南の御廊下 (1.5×10) 御雪隠 (1.5×2.5) 塀 (10) 大御台所 御蔵 天主	観音 観音 観音 観音 観音 観音 鹿苑
伏見下の御城	西の御門脇御矢倉 (2×12) 御矢倉の物置 (2×2) 御湯殿 (3×4.5) かりの御局 (3.5×7) 御湯殿御雪隠 (2×3.5) 北の丸かりの御座所 (2×3.5) 下の御雪隠 (1×1.5) 御湯殿御雪隠 (2.5×1.5) 小台所 (6×6)	観音 観音 観音 観音 観音 観音 観音 観音
東の丸	御書院 (5.5×7.5) 御書院南の廊下 (1.5×2)	観音 観音
松丸	御台所	観音
舟入	御物蔵 (4×12) 楼門・御学問所 学問所の舟入御殿	観音 観音 鹿苑
向島	御馬屋 (1.5×2.5)	観音
その他	秀頼様御鷹匠太夫家 (3.5×7.5) 御蔵・御数寄屋・御書院	観音 伊達

※出典の、慶長・中川・観音・駒井・太閤・西教・駒中・当代・今井・鹿苑・伊達は、それぞれ『慶長年中ト斎記』・『中川家文書』・『観音寺文書』・『駒井日記』・『太閤記』・『日本西教史』・『駒井中書日次記』・『当代記』・『今井町周辺地域近世初期史料』・『鹿苑日録』・『伊達治家記録』の略号

既に述べたが、破壊された建築物は、「伏見天守」・「御殿」・「大手の二階門」・「千畳座敷」・「城櫓」などである。⁽⁴³⁾城内の死者は五百人を越えていた(『当代記』)。また、正使が登城した際には、軍団パレードを正使にみせる計画があった(『慶長年中ト斎記』)。このように副使を天守に案内したのも、正使に軍団パレードを見せようとしたのも、何れも秀吉が権力と財力を誇示して講和交渉を有利に導くための政治的な演出であった。なお、指月伏見城の建築物の名称をまとめると、表3-1aのようにある。

豊臣政権は、慶長元年閏七月一四日伏見城再建を開始した。五月には、「天主其外諸宮」が完成していた(『鹿苑日録』太洋社 一九三四)。
慶長二年、観音寺は木幡山伏見城の作事費用として自らの管理する豊臣蔵入地蔵米を支出した。『当代記』同年一月条に「伏見屋作大儀之由有仰黄金并八木各被下」とあり、豊臣政権は伏見城作事を担当したものに金と米を支給している。その他、木幡山伏見城には、「御本丸御台所」「御蔵」・「御数奇屋」・「御書院」といった建築物も作られていた。木幡山伏見城の建築物の名称をまとめると、表3-1aのようになる。

以上伏見城作事の経過をみてきたが、これらによって確認される伏見城作事の動員の方式は、先に示した豊臣政権の城作事への諸職人への諸職人の動員の方式①～⑤の内の、ほぼ④に相当するであろう。史料上では、伏見城作事への諸職人の動員の方式は、④以外は確認できなかったが、④以外の方式でも諸職人を動員したと考えられる。この①～⑤のような諸職人動員の方式は、単に城作事のみならず、豊臣政権による畿内近国等の手工業技術掌握の具体的なあり方を意味していると考えられる

のである。

三 交通体系掌握と資材調達

豊臣政権は全国統合の過程で、戦国期的な分国交通体系を克服し、全国的な交通体系を構築していった。そして、豊臣政権の道路政策は、①大坂を中心とした畿内およびその周辺地域の道路体系の再編、②畿内支配を基盤として全国政権に成長した後の、統一戦争の遂行にともなう大がかりな街道建設、の二つの局面にわかれるという。⁽⁴⁴⁾また、豊臣政権は同時に、海上の交通体系の整備掌握も進めていた。前章まで検討してきた豊臣政権の城郭建設には、大量の資材調達を必要としたはずであるが、これも豊臣政権の全国的な陸上及び海上の交通体系の整備掌握を前提にして、はじめて可能になったと考えられる。それでは豊臣政権は、材木・石・竹・鉄等の築城資材調達を、具体的にはどのように遂行したのであろうか。さらに、豊臣政権の伏見城普請への普請人足動員命令と、伏見城建設のための資材供出の指示は、どのように出されたのであろうか。

豊後の材木 豊臣政権は中川秀成に対して「伏見二丸御台所大小二間、其国代官共ニ被仰付候、申談材木之儀令割符、山出仕、海際へ可出候」と命じた(『中川家文書』)。中川秀成は「伏見普請役之帳」に名があるから、豊臣政権は伏見城普請へ普請人足を動員するのに代替する役儀として、中川氏に伏見作事用の材木を山から海際まで出すことを命じたのであろう。

四国の材木 豊臣政権は石川久五郎・石川紀伊守に次のような朱印状

を発給した（「石河家文書」）⁽⁴⁵⁾。

〔A〕四国御材木山出人数事 〔B〕四国木出シ衆

一八百人 小出大和守 一千五百人 土佐侍従

一四百人 別所豊後守 一千人 蜂須賀阿波守

一百五十人 赤松上総介 一貳千五百人 生駒讃岐守

合千四百人 右材木持出候日数并材木、

右人数召連四国へ罷越、山出 荷留手伝之者共ニ可相渡候

申付可取寄候也 文禄五年正月六日 印（秀吉朱印）

正月一七日 印（秀吉朱印） 石川紀伊守とのへ

石川久五郎とのへ

右の〔A〕・〔B〕ともに伏見作事用材木に関するものと考えられる。

小出・別所・赤松・土佐・蜂須賀・生駒の各氏は、「伏見普請役之帳」に名があるから、豊臣政権は伏見城普請へ普請人足を動員するのに代替する役儀として、これらの諸大名に、四国の材木の山出の役を賦課したものと考えられる。

丹波の材木 豊臣政権は文禄三年、丹波の「伏見御作事御用」の材木

伐採を原隠岐守と松下石見に担当させており、この両氏は材木を淀まで搬出する役も勤めていた（両氏は「伏見普請役之帳」にも名がある）。

この材木の搬出ルートは、丹波↓淀↓伏見であった。また、豊臣政権は材木奉行渡辺仁助・長野右近を丹波に派遣していた。これは、伏見城作事において、「御西浄」・「伏見御屋敷御城御門」・「御台所御門」に用いられた。

伊賀の材木・甲賀の材木 豊臣政権は、伊賀⁽⁴⁷⁾の材木伐採を松下石見と

山内一豊に担当させていた。この国の伏見作事用材木の搬出ルートは、

伊賀↓淀↓伏見であり、淀は材木集積地の一つであった。豊臣政権は材

木奉行として渡瀬仁助・長野右近を、伊賀に派遣しており、また熊谷大

膳（七五〇人）・栗野全（四〇〇人）・富田喜太郎（五〇〇人）・武藤

長門守（二七五人）・西尾豊後守（二七五人）・渡瀬六助（二三〇人）

の合計二八三三人を伊賀に送って、材木の淀までの搬出をさせていた。

伊賀の材木は、伏見城作事において、「伏見御門」・「伏見御風呂水屋」

「御矢倉」・「御湯殿」・「御西浄」・「伏見北之御門」に用いられた。

また甲賀の「伏見御作事御用」の材木の搬出ルートは、甲賀↓大津・淀↓

伏見であった。なお、豊臣政権は、甲賀から淀までも材木搬出を日根野弘

就担当させていた（日根野弘就は「伏見普請役之帳」に名がある）。

木曾の材木 豊臣政権は真田信之に対して「伏見御作事御用候条 征

板百五十駄、國本ニ残置候人数を以、自木曾朝妻迄相届、即石川兵藏奉

行ニ可相渡候」と命じた。⁽⁴⁹⁾つまり真田信之に対して「伏見御作事御用」の

征板を木曾から朝妻まで運び、石川貞清に渡すように命じたのである。

また文禄四年八月廿六日、豊臣政権は石川貞清に対して「樽木千百丁伏

見川はた長屋三間ニ式拾壹間たしやね共ニふきくれの用として今井兵部

ニ大津にて可相渡候」と命じた。⁽⁵⁰⁾豊臣政権は石川貞清（木曾の豊臣蔵入

地代官）に対して、樽木を大津で今井兵部に渡すように命じている。豊

臣政権は石川貞清の名を「伏見普請役之帳」にのせているから、伏見城

普請に普請人足を動員するのに代替する役儀として、木曾の伏見作事用

材木の輸送の役を賦課したのであろう。

出羽の材木・陸奥の材木 豊臣政権は文禄四年秋田実季に対して、

「御橋板八〇〇間」（伏見城と向島城を結ぶ橋）を上方に送るように命じた（「秋田家文書」）。翌慶長元年、豊臣政権は秋田氏の他、仙北・由利・津軽の「隣郡之衆」（小野寺・本堂・戸沢・六郷・仁賀保・赤宇曾・滝沢・内越・岩屋・津軽氏）に対しても、出羽にある「伏見向島橋板」を敦賀まで回漕するように命じた。この年、秋田氏及び「隣郡之衆」は、「伏見向島橋板五七五間」を敦賀まで回漕し、そこで大谷吉継に渡した。更に、豊臣政権は慶長二年から同四年まで毎年四年間、秋田氏と「隣郡之衆」に対して、「伏見御作事御用板」（毎年合計約一〇〇〇間）を出羽から敦賀まで回漕させることにした。⁽⁵¹⁾このように、豊臣政権は北奥羽諸大名に対し、伏見城普請に普請人足を動員するのに代替する役儀として、伏見作事用杉板の回漕を命じたのであろう。慶長三年、豊臣政権は南部氏に対して、秋田・津軽・南部各領内の山中において自由に杉板を伐採し敦賀へ回漕するように命じた。これによれば、陸奥の材木も、伏見作事用材木として上方へ送られてきた可能性がある。⁽⁵²⁾

以上のべてきたように、豊臣政権は伏見城作事の際に、全国の森林地帯の諸大名・豊臣蔵入地代官に対して伏見城普請に普請人足を動員するのに代替する役儀として、伏見作事用材木の伐採・輸送を命じたものと考えられるのである。ところで、豊臣政権は朝鮮侵略の際の造船・船材調達を、全国的規模で行ったといわれる。伏見作事用材木調達について、より詳しくみると、慶長二年以後の作事用材木は、主に出羽つまり東日本から調達されている。慶長二年以後、豊臣政権は朝鮮侵略と伏見城作事を全く並行して進めており、船材木と作事用材木を、同時に調達する必要があったはずである。このことから、豊臣政権は伏見作事用材木を

東日本（特に出羽）から調達し船材木を西日本から調達するという、材木調達の全国的分担の体制を取っていたのではないかと考えられるのである。但し、第一章で述べたように、慶長二年以後西日本の諸大名は再度朝鮮に出兵しており、西日本の諸大名は船材木の搬出とともに出兵の軍役を果していたものと考えられるのである。

石材・竹・鉄の調達 豊臣政権は、文禄三年正月二日「伏見寄石大小栗石によらず相改」を「熊谷大膳・栗野・駒井両三人奉行」に命じた（『駒井日記』）。同年正月二六日。同年二月二日豊臣政権は、「伏見御普請衆」・「伏見御屋敷普請衆」に「寄石」を命じているから（『駒井日記』）、石材輸送は伏見城普請役の一環であったといえる。豊臣政権は文禄四年に真田氏に、伏見城普請を命じ、「先三月四月五月三ヶ月大石栗石被寄置」と指示した（『真田家文書』）。このことから、石材輸送は普請役の一環をなすものといえる。豊臣政権は、伏見城普請の際に醍醐・山科・比叡山雲母坂より、大石を次々の引き出していた（『太閤記』）。石材は、畿内・近国を中心に調達されていたと考えられる。

また豊臣政権は、洛北賀茂の藪主に対して「伏見御山城御作事、竹事外人申候間」という理由で伏見作事用竹の供出を命じた。⁽⁵³⁾それから、豊臣政権は近江国蘆浦の観音寺に対して、伏見作事用竹の供出の命令①慶長二年正月一日「御藏堀下地」の小竹一五〇束を坂本において渡すように観音寺に指示、②同年七月一九日「松丸井戸」から「御台所水」たなまでの樋に使用する九寸の竹二三本を、坂本において一柳太郎右衛門に渡すように観音寺に指示、③同年一〇月九日「御舟入学問所」の作

事に用いる三寸の竹一五〇本を新庄直忠に渡すように観音寺に指示を出している。⁽⁵⁵⁾観音寺は、これらの竹を近江で伐採したのであろう。このように、豊臣政権は伏見作事用竹を、畿内を中心に調達していたと考えられる。豊臣政権は、全国各地の鉱山を直轄していたが、諸大名の領内からも鉄等の調達を行っていたことは、例えば慶長二年毛利輝元が「就見御作事、鉄式百駄」を豊臣政権に供出していることなどからわかるのである（『毛利家文書』九四三号）。

おわりに

以上、本稿で明らかにした内容を、三点にまとめておきたい。

第一に、豊臣政権は文禄三年二月から明との講和交渉の舞台設定の目的で、伏見城普請（土木工事）を開始し、慶長元年六月に実際に秀吉は明使節（副使）を伏見城に迎えている。豊臣政権は朝鮮侵略に先立って全国の石高・人口調査をおこない、全国的な軍事動員を支える物質的な基盤の把握をすすめた。そして、朝鮮侵略の軍役体系・伏見城普請の際の普請役体系は、①外様大名を含めたほぼ全国の諸大名を包摂したものととなり、更に、②石高制に依拠した統一的なものとなったのである。これは、幕藩制的軍役体系の原型の成立を意味している。右の①をより詳しくみると、豊臣政権は第一次朝鮮侵略の際には西日本の諸大名を中心に出兵を命じたため、講和交渉期の指月伏見城普請への普請人足動員は東日本の諸大名を中心に命じた。それに対して、豊臣政権は第二次朝鮮侵略の際には、はじめから西日本の諸大名に朝鮮侵略を命じ、東日本の

諸大名には木幡山伏見城普請への普請人足の動員を命じたのである。つまり、豊臣政権は朝鮮侵略・伏見城普請の設定によって、初めて実質的に全国の諸大名を軍役動員したことになるのである。この朝鮮侵略と伏見城普請は全国的な軍役の分担の関係にあったといえる。

このように、豊臣政権は朝鮮侵略・伏見城普請という石高制に依拠した統一的な軍役体系に全国の諸大名を包摂していったのであるが、こうした豊臣政権の全国的な軍役動員は、①外様大名に謀反の準備を与えないようにする大名統制策であり、②諸大名の秀吉に対する忠誠度を試す手段であり、つまり、③それを通して秀吉と諸大名との間の封建的主従制をより明確なものにし、集権的な権力編成を実現するための方策であった、と考えられる。換言すれば、豊臣政権が真に統一政権であるためには、全国の諸大名に対して、知行高にに応じて実際に軍役賦課ができなければならぬのであり、豊臣政権が朝鮮侵略・伏見城普請に全国の諸大名を駆り立てていった最大の理由はそこにあると考えられる。

第二に、豊臣政権は文禄三年二月より伏見城普請（土木工事）と並行して、大量の諸職人を動員して伏見城作事（建築工事）を開始した。豊臣政権が城作事に諸職人を大量動員する方式は、①豊臣政権が、建設を開始した城郭の城下へ集住してきた諸職人に対して役を課して城作事に動員する、②京都・奈良等畿内諸都市の諸職人を掌握して城作事に動員する、③近江国の諸職人に対して諸役を免除し、その代わり彼らに国役を課して城作事に動員する、④畿内・近国等の諸大名（主に豊臣子飼い大名）・豊臣蔵入地代官等に軍役賦課をして城作事を分担させ、それによって彼らの掌握する諸職人を城作事に動員する、⑤右の④以外の大名

領国から諸職人を徴発する、の五つに整理される。こうしたさまざまな方式をとることによってはじめて、豊臣政権は畿内・近国等の諸職人を城作事に大量動員することができたのである。これらは、豊臣政権による畿内・近国等の高度な手工業技術掌握の具体的なあり方を意味しており、豊臣政権はこうした高度な手工業技術の掌握によって他の諸大名に対して圧倒的な軍事的技術力をもちえたのである。

第三に、右の第一・第二のような豊臣政権の伏見城普請・伏見城作事の際には、全国から大量の築城資材調達が行われた。これは豊臣政権が全国統合・朝鮮出兵の過程で、全国の交通体系を整備・掌握していったことによって可能となったのである。そして豊臣政権は、全国の諸大名に軍役賦課をすることによって、伏見城建設資材の調達を遂行した。例えば、畿内近国から石・竹等を調達し、全国（豊後・四国・丹波・伊賀・甲賀・木曾・出羽・陸奥）から材木を調達した。豊臣政権は全国の森林地帯の諸大名に、伏見城普請に代替する役儀として、材木調達を命じたのである。但しより詳しくみると、豊臣政権は指月伏見城作事の際には、右の通り全国から材木を調達しているが、木幡山伏見城作事の際には東日本（特に出羽）を中心に材木を調達している。このような違いは次のように考えられる。豊臣政権は講和交渉期に指月伏見城作事を行ったため、全国の材木を伏見城作事に集中させることができた。それに対して、木幡山伏見城作事は第二次朝鮮侵略と並行して行ったため、主に西日本の材木を朝鮮侵略の船材に用いなければならず、東日本の材木のみを伏見作事材木に用いることになったと考えられる。以上のように、豊臣政権は朝鮮侵略・伏見城建設の際に、実際に軍役賦課によって全国の諸物

資を調達することができたが、このことは、豊臣政権が国内の諸産業・社会的分業を、公儀の軍団維持・戦争遂行・城郭建設等のための諸物資の生産供出の機関として、現実に機能させたことを意味しているであろう。

本稿では、朝鮮侵略の際の軍役と同様の意味をもつものとして伏見城普請をみてきたが、普請役は軍役と本当にいろいろのか否かということ、また、軍役と国役などは如何なる関係にあるのかということ、などは今後の課題としたいと考えている。

註

- (1) 三鬼清一郎「朝鮮役における軍役体系について」（『史学雑誌』七五―二 一九六六）
- (2) 田中義成『豊臣時代史』（明治書院 一九二五）・辻善之助『増訂海外交通史話』（内外書籍 一九三〇）
- (3) 鈴木良一『豊臣秀吉』（岩波書店 一九五四）
- (4) 三鬼清一郎「朝鮮役における国際条件について」（『名古屋大学文学部研究論集 史学』二二、一九七四）
- (5) 中村栄孝『日鮮関係史の研究（中）』（吉川弘文館 一九六九）・佐々木潤之介『幕藩権力の基礎構造』（御茶の水書房 一九六四）
小和田哲男『豊臣秀吉』（中央公論社 一九八五）
- (6) 山口啓一『幕藩制成立史の研究』（校倉書房 一九七四）
- (7) 永原慶二『天下人』（『日本の社会史』岩波書店 一九八七）

- (8) 朝尾直弘『日本近世史の自立』(校倉書房 一九八八)
- (9) 「兼見卿記」(東京大学史料編纂所架蔵謄写本)
- (10) 『駒井日記』(『改定史籍集覧』二五)。なお、この刊本の誤植は、東京大学史料編纂所架蔵影写本(内閣文庫所蔵「駒井日記」)によって正した。
- (11) 『真田家文書(上)』(長野市 一九八一)の二七号文書
- (12) 「佐竹文書」(東京大学史料編纂所架蔵影写本)
- (13) 前掲註(11)
- (14) 『新訂徳川家康文書の研究 中巻』(九善 一九七二)
- (15) 『加賀藩史料(一)』(侯爵前田家編輯部 一九二九)の五〇五頁
- (16) 『伊達治家記録』(宝文堂 『仙台藩史料大成』の「貞山公治家記録」巻一九)
- (17) 『フロイス日本史』二(中央公論社 一九七七)
- (18) 前掲註(15) 『加賀藩史料(一)』
- (19) 北島万次『朝鮮日々記・高麗日記』(そしえて 一九八二)
- (20) 前掲註(11)の二三号文書。筆者は文禄三年に比定。
- (21) 前掲註(11)の二四号文書。筆者は文禄三年に比定。
- (22) 前掲註(11)の二五号文書。筆者は文禄四年に比定。
- (23) 前掲註(11)の二四・二五号文書。
- (24) 前掲註(11)の二六号文書。
- (25) 「吉川家譜」一三(東京大学史料編纂所架蔵謄写本)
- (26) 『義演准后日記』・『慶長年中ト斎記』等
- (27) 秋澤繁「天正十九年豊臣政権による御前帳徴収について」(『論集世の窓』吉川弘文館 一九七七)・三鬼清一郎「人掃令をめぐって」(『名古屋大学日本史学論集』下巻、一九七五)
- (28) 前掲註(1)
- (29) 「大坂城天守閣所蔵大坂築城関係史料」(『大坂城天守閣紀要』二)の三号文書
- (30) 内田九州男「秀吉晩年の大坂城大工事について」(『大坂城天守閣紀要』五 一九七七)の二一頁写真
- (31) 前掲註(11)の二七号文書
- (32) 「伏見普請役之帳」・『寛政重修諸家譜』
- (33) 前掲註(11)の二五号文書
- (34) 前掲註(11)の二六号文書
- (35) 『家忠日記』(『統史料大成』臨川書店 一九六七)
- (36) 中島至『伏見城とその城下町の変遷』(若林春和堂 一九六三)
- (37) 「河路佐満太氏所蔵文書」(東京大学史料編纂所架蔵影写本)
- (38) 国役については、国役論・国郡制論等でさかんに議論されている語であり、本稿では深入りはしないことにしたい。
- (39) 「岩倉石工共有文書」(東京大学史料編纂所架蔵写真帳)
- (40) 祐徳文庫本「駒井中書目次記」。藤田恒春氏が「『駒井日記』と駒井重勝」(『史林』七〇号 一九八七)に、祐徳文庫本「駒井中書目次記」の史料紹介をされている。
- (41) 『今井町周辺地域近世初期史料』(中西文山堂 一九八六)の七五号文書
- (42) 「観音寺文書」(東京大学史料編纂所架蔵写真帳)

- (43) 『慶長年中ト斎記』等
- (44) 安藤正人「近世初期の街道と宿駅」(『講座日本技術の社会史』八、日本評論社 一九八五)
- (45) 松尾美恵子「豊臣期における普請・作事用材の伐り出し・運搬に関する史料」(『徳川林政史研究所紀要』一九八六)
- (46) 丹波の材木については、前掲註(10)の五三六・五五七・五六二頁
- (47) 伊賀の材木については、前掲註(10)の五二五・五二九・五三四・五四二・五四六頁
- (48) 甲賀の材木については前掲註(10)の五五〇頁と前掲註(40)の一四二・一四四頁
- (49) 前掲註(11)の二九号文書
- (50) 前掲註(41)
- (51) 『本荘市史 史料編Ⅰ上』(本荘市 一九八四)・『秋田県史 資料古代中世編』(秋田県 一九六一)
- (52) 長谷川成一「文禄・慶長期津軽氏の復元的考察」(『津軽藩の基礎的研究』国書刊行会 一九八四)、拙稿「伏見作事板の廻漕と軍役」(『弘前大学国史研究』七八、七九号 一九八五)
- (53) 三鬼清一郎「豊臣政権の市場構造」(『名古屋大学文学部研究論集 史学』一九)
- (54) 野口只夫『京都の歴史4 桃山の開花』(京都市 一九七一)三四四頁の写真
- (55) 前掲註(42)

(早稲田大学大学院博士後期課程)